

# 東京都遺伝子組換え作物の栽培に係る連絡協議会設置要領

18産労農振第833号

平成18年8月21日

## 第1 目的

この要領は、都内での遺伝子組換え作物に係る対応指針6の(1)のエ及び同運用6における連絡協議会を設置するために、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 所掌事項

連絡協議会は遺伝子組換え作物に係る次の各項への対応について協議を行うものとする。

- (1) 情報の共有のあり方について
- (2) 相互理解の促進について
- (3) リスクコミュニケーションの方法や対策について
- (4) その他必要な事項

## 第3 連絡協議会の構成

連絡協議会は、学識経験者、農業者、消費者、行政をもって構成し、農林水産部長が委嘱する。

- 2 連絡協議会は、必要に応じ、構成員以外の者に助言を求めることができる。

## 第4 会長及び副会長

- 1 協議会に会長及び副会長を置き、会員の互選によりこれを定める。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

## 第5 任期

委員の任期は2年とする。

## 第6 連絡協議会の開催

- (1) 連絡協議会は農林水産部長が必要に応じて招集する。
- (2) 必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

## 第7 事務局

事務局は産業労働局農林水産部に置く。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。